

佐賀市議会「福祉教育委員会」と佐賀市老人クラブ連合会との意見交換会

日時:令和4年11月1日(火) 13時30分から
場所:佐賀市議会大会議室

参集者

佐賀市議会「福祉教育委員会」

委員長 村岡 卓 副委員長 西岡 真一

委員 諸富 八千代、川崎 健二、松永 憲明、川副 龍之介、福井 章司、重田 音彦、山下 明子

佐賀市老人クラブ連合会

会長 古賀 一彦 副会長 山田 明、塚本 三男、高津 万亀代

総務部長 青木 昭生 教養部長 枝永 一馬 体育部長 (福井 章司) 時尾 久美子

福祉部長 内田 健一

総務部副部長 柿内 紀大 総務部理事 江口 善己、犬尾 貞秋、今泉 多美子、山本 隆敏、
弥永 峯雄、

常務理事兼事務局長 中野 公利

佐賀市老人クラブ連合会の現状

令和4年度のクラブ数と会員数…252クラブ 9,309人

ここ10年間のクラブ数と会員数の推移【※平成25年度と令和4年の比較では62クラブ、5,634人の減少】

年 度	クラブ数	会員数	対前年度増減		年 度	クラブ数	会員数	対前年度増減	
令和4年度	252	9,309	-4	-420	平成29年度	305	13,025	-2	-475
令和3年度	256	9,729	-13	-865	平成28年度	307	13,500	-9	-474
令和2年度	269	10,594	-17	-779	平成27年度	316	13,974	+1	-474
令和元年度	286	11,373	-18	-1,068	平成26年度	315	14,409	+1	-534
平成30年度	304	12,441	-1	-584	平成25年度	314	14,943	-	-

平成25年度においては、単位老人クラブの消滅に加え日新校区老連が消滅解散(休止状態)、平成26年度には開成校区老連の解散(休止状態)があり異常な状態となりました。また、川副町の大詫間校区老連が31年度休止の状態であり、日新・開成・大詫間校区には再興の要請を行っているところであります。

※令和4年度の佐賀市老人クラブ連合会の校区毎の加入状況は、5ページを参照のこと。

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である。

活動の目的

- (1) 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに
- (2) その知識や経験を活かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み
- (3) 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とします。

会員

入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の方を対象としています。

・準会員や協力会員制度を採り入れ、60歳未満の方の参加も受け付けているクラブもあります。

組織

日常的に声をかけ合い、歩いて集まることの出来る小地域の範囲で組織しています。クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としています。

運営

- ・会員本位の自主的かつ民主的な運営をしています。
- ・クラブ活動の財源は、会員の会費によってまかなうことを基本としています。

国・地方公共団体の支援

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、国、地方自治体から支援を受けています。

連合会

小地域ごとの老人クラブ(単位クラブ)を核に、市区町村、都道府県、指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会(老連)を組織しています。

老人福祉法における「老人クラブ」の位置づけ

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行うものとして位置付けられています。

第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。

佐賀市からの単位クラブへの補助金は ※令和2年度の補助金より4段階に(平成31年度までは2段階)

会員が30名未満のクラブ……	1,940円×活動月数(12月)=23,280円
会員が30人以上60人未満のクラブ…	3,880円×活動月数(12月)=46,560円
会員が60人以上90人未満のクラブ…	5,820円×活動月数(12月)=69,840円
会員が90人以上のクラブ……	7,760円×活動月数(12月)=93,120円

令和2年度に改善されたが、今後とも見直しを行って欲しい。(補助金の引き上げを)

令和4年度の単位クラブへの補助額

30人未満のクラブ……	23,280円×63クラブ=1,466,640円	} 合計 11,104,560円
30人以上60人未満のクラブ…	46,560円×158クラブ=7,356,480円	
60人以上90人未満のクラブ…	69,840円×26クラブ=1,815,840円	
90人以上のクラブ……	93,120円×5クラブ=465,600円	

その他の補助金

・佐賀市老人クラブ連合会促進事業補助金 4,839,248円

内訳

一般運営費	194,000+72円×9,309人(会員数)……	864,248円	}
健康づくり事業……	880,000円	4,839,248円	
地域支え合い事業……	1,240,000円		
若手高齢者組織化・活動支援事業……	1,855,000円		

・佐賀市老人クラブ連合会運営補助金……1,000,000円

委託事業

- ・佐賀市高齢者趣味の作品展…………… 700,000 円
- ・佐賀市高齢者スポーツ大会…………… 1,930,000 円

佐賀市老連からの要望として(補助金の増額を)

…佐賀市老人クラブ助成事業補助金交付要綱6,7 ページ参照

- ・佐賀市老人クラブ連合会運営補助金の1,000,000円を増額して欲しい。
現在は職員の人件費の一部として運用しているが、事務局長の給与だけで令和3年度では1,920,000円の支出となっており、希望額として2,000,000円は必要。
- ・一般運営費として事務局194,000円となっている。
佐賀市老連の事務局は確かに1つであるが、26の校区老連に事務局が存在するので、27×194,000円の5,238,000円は必要である。校区老連の財源が乏しく活動が苦しい。

老人クラブ会員数の減少の原因として

- ・会社勤務であれば65歳まで働く必要があり、農家では75歳以上でも現役で働いている現状がある。
- ・社会状況の変化により個人での活動が主流となり、気の合う仲間とは一緒に活動するが、地域の高齢者との交流がなされていないのが現状である。
- ・老人クラブに加入すれば、直ぐに役員とか会計とかにされるので老人クラブには加入しないとのこと。
- ・会員であっても、老人クラブの会長等役員に成る人が少なくなっており、会長や役員の要請があれば会員を止める人が多くなっている。
- ・自治会からの協力が無い地域がある。財政的な援助も無い地域がある。
佐賀市自治会協議会に過去、4度ほどの要請を行ったが効果的な結果は得られなかった。
平成25年10月、平成28年10月、平成30年10月、令和2年10月の過去4回要請をしている。
- ・サロン事業の拡大により高齢者の取り込みがサロンに流れており、老人クラブの会員の減少につながっている。
本来のサロンの目的として、「引きこもり高齢者や単身高齢者」を地域の協力者がサロン事業を立ち上げて活動されるものであるが、現状ではすべての高齢者をサロン活動に誘導しており、本来のサロンの目的を逸脱しているのが現状であり、現状では高齢者はサロンに流れていき、老人クラブへの加入が減少していくことになる。
確かに、サロンは世話人が企画立案して行事を遂行していくものであり、高齢者はお客様での参加となり気楽ではある。一方、老人クラブは自分たちで会費を集め自分たちで企画立案して活動をすることで、役員は大変であり結果、役員への成り手が減少して単位クラブが潰れている現状である。
※佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要領8,9 ページ参照
- ・老人クラブの活動拠点として地域の公民館があるが、例えば勸興校区においては地域の公民館すら無い地区があり集会の場所の確保が困難となっている。また、各校区の公民館においても使用の制限があり中々、公民館を利用する機会が少ない場合がある。また、公民館職員の協力を得られない場合が多く、活動に不便を感じている。また、公民館に老人クラブの事務局のスペースが確保されていない公民館が多くあり、今後の公民館建替えの際には各種団体が自由に使えるスペースの確保が必要である。例えば久保田では各種団体の中に老人クラブのスペースが確保されている。また、パソコンやプリンターが自由に使用出来る環境を確保して欲

しい。

- ・現在休止している校区老連の再興については、公民館長に度々要請を行っているが、なかなか再興にはなっていない。開成校区の八戸溝自治会長の協力により再興の動きがあってはいたが、単位クラブの動きが今一であり、自治会や民生委員や当該地域の市議会議員の効果的なサポートにより再興が出来たらと期待している。
- ・高齢者スポーツ大会の開催要請を公民館長にお願いしているが、地域の体育協会や自治会、各種団体の協力により実施出来ているので、もう一步踏み込んでの協力をお願いしたい。
- ・旧郡部の支所では、福祉部門が本庁に一本化され支所には担当部署が無くなり、高齢者や老人クラブのサポートが出来ていない現状がある。また、旧佐賀市でも各校区公民館では各種団体の世話がされない状況であり、老人クラブの活動に支障が生じているのが現状である。行政からのサポートが合併により悪くなっているのが現状である。支所や公民館では住民に密着したサービスが必要であるが、現状では住民サービスが低下しており、改善を希望したい。
- ・老人クラブへの補助金については、国・県・市の各 1/3 ずつの財政援助となっているが、現実には佐賀県が予算の範囲内として 1/3 の補助を行っていないのが現状である。平成 12 年度までは厚生労働省が単位老人クラブの補助基準を示していたが、翌 13 年度からは首長が認める金額となったにも関わらず、佐賀市は平成 12 年に示した基準額の 46,560 円で支出しており、やっと令和 2 年度に 2 段階から 4 段階へと改正されたものである。佐賀県が、国が定めた 1/3 のルールを守っていないことで、佐賀市として市長会を通じて県に要請がなされているが、一向に改善されていないのが現状である。
- ・地域包括ケアシステムの構築で、2025 年度には団塊の世代が 75 歳の後期高齢者となることで、地域全体でサポートしていくのが地域包括ケアシステムであり、その活動の拠点である第 1 層協議体での検討がなされているが、一向に第 2 層への展開となっていないとなく、地域への組織構築が遅れている状況である。佐賀市老連も当初は協議体に参加していたが、一向に動き出さないことで協議体に参加しないことにした。

令和4年度 佐賀市老人クラブ連合会会員数調べ

校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率		
勘賀	15	6	8	1	0	464	165	299	6,458	1,856	25.00%	28.74%	勘賀	22	0	16	4	2	1,123	503	620	10,014	3,494	32.14%	34.89%		
猪俣	5	2	3	0	0	189	55	134	8,718	2,647	7.14%	30.36%	大和	8	0	6	1	1	355	147	208	23,250	6,802	5.38%	28.40%		
神野	5	0	3	2	0	251	80	171	11,327	3,015	8.33%	26.62%	富士	10	1	5	4	0	538	245	293	3,364	1,512	35.58%	44.95%		
赤松	3	3	0	0	0	69	22	47	8,218	2,084	3.31%	25.36%	三瀬	8	3	3	2	0	344	140	204	1,175	518	66.41%	44.09%		
日新	0	0	0	0	0	0	0	0	9,155	2,890	0.00%	31.46%	南川副	10	4	6	0	0	290	117	173	5,614	1,984	14.62%	35.34%		
西与賀	8	1	5	2	0	318	124	194	5,718	1,788	17.79%	31.27%	西川副	9	3	4	1	1	336	158	178	5,426	1,787	18.80%	32.93%		
本庄	9	3	6	0	0	291	125	166	12,064	3,050	9.54%	25.28%	中川副	13	5	8	0	0	409	165	244	2,897	1,127	36.29%	38.90%		
北川副	6	6	0	0	0	99	41	58	12,561	3,677	2.89%	29.27%	大庭間	0	0	0	0	0	0	0	0	1,475	596	0.00%	40.41%		
巨勢	7	1	5	1	0	286	125	161	5,514	1,334	21.44%	24.19%	兼与賀	14	0	13	1	0	495	219	276	7,866	2,220	22.30%	28.22%		
蓮池	4	1	2	1	0	143	48	95	1,699	589	24.28%	34.67%	久保田	17	5	12	0	0	484	220	264	7,548	2,242	21.59%	29.70%		
兵庫	11	2	9	0	0	359	141	218	15,466	2,719	13.20%	17.58%	小計	111	21	73	13	4	4,374	1,914	2,460	68,629	22,082	19.81%	32.18%		
久保原	9	5	4	0	0	247	101	146	3,666	1,430	17.27%	39.01%															
金立	7	2	3	2	0	299	114	185	4,428	1,566	19.09%	35.37%															
高木瀬	8	1	6	1	0	375	151	224	14,048	4,244	8.84%	30.21%															
鍋島	14	8	4	2	0	432	183	249	12,707	2,628	16.44%	20.68%															
嘉瀬	17	1	15	1	0	577	242	335	4,976	1,713	33.68%	34.43%															
新栄	7	0	7	0	0	246	119	127	6,852	2,092	11.76%	30.53%															
若楠	6	0	5	0	1	290	114	176	8,030	2,196	13.21%	27.35%															
開成	0	0	0	0	0	0	0	0	9,199	2,898	0.00%	31.50%															
小計	141	42	85	13	1	4,935	1,950	2,985	160,804	44,406	11.11%	27.61%	合計	252	63	158	26	5	9,309	3,864	5,445	229,433	66,488	14.00%	28.96%		
校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率	校区	クラブ数	30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	90以上	会員数	男	女	人口	65歳 以上	加入 率	高齢化 率		

※人口、65歳以上の数値については、令和4年3月末(4月1日)現在の住民基本台帳の数値を使用しています。(資料提供:佐賀市)
 ※日新(H25年4月)、開成校区(平成26年4月)については、単位老人クラブは存在するものの、校区老連の役員等成り手が無く休止状態である。
 ※川副町 大庭間校区については、平成31年4月に休止となった。

佐賀市老人クラブ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人クラブ活動等社会活動促進事業(以下「補助事業」という。)を行う佐賀市内に有する老人クラブ連合会(以下「老人クラブ連合会」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金交付規則(平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次に掲げる区分ごとに基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

区 分	基準額	対象経費
佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金	(1)老人クラブ連合会に加入している老人クラブ(以下「単位老人クラブ」という。)の会員数が30人以上60人未満の場合 3,880円×単位老人クラブの活動延月数 (2) 単位クラブの会員数が60人以上の場合 5,820円×単位老人クラブの活動延月数 (2)単位クラブの会員数が30人未満の場合 1,940円×単位老人クラブの活動延月数	社会活動、老人教養講座の開催等及び健康増進事業を行う単位老人クラブに対し、老人クラブ連合会が補助する為に要する経費
佐賀市老人クラブ連合会活動促進事業補助金	(1)194,000円×老人クラブ連合会の総数 (2)72円×単位老人クラブの会員総数 (3)次に掲げる事業先駆的又は重点的に実施する場合で市長が必要と認める額 ア 老人クラブの活動別リーダーの育成事業 イ 女性役員及びリーダーの育成事業 ウ 外部からの指導者及び協力者の招待促進事業 エ 高齢者と他世代との交流促進事業 オ 会員以外の者のクラブ活動への参加促進事業 カ 老人クラブの広報及び加入促進事業 キ 老人に関する情報提供及び相談活動 ク その他地域の特性を生かしたモデル的な活動促進事業	老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動、老人教養講座の開催及び健康増進事業に要する経費のうち謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
佐賀市老人クラブ運営補助金	定額。ただし、1,000,000円を限度とする。	佐賀市老人クラブ連合会の運営に必要な需要費、役務費、人件費等

2 前項の規定により区分ごとに算出した補助金の額の総額が、老人クラブ連合会の1年間の活動に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(以下「実活動経費額」という。)を超えるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、実活動経費額とする。

(佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付申請)

第3条 老人クラブ連合会は、佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付を申請しようとするときは、活動を行う単位老人クラブに実施に係る計画書を提出させ、当該計画書を規則第3条の補助金等交付申請書に添えて市長に提出してその確認を受けなければならない。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けるこ

と。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管すること。

(補助金の交付)

第5条 補助金は、概算払いで交付するものとする。

2 補助金の支払いの時期は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金 6月以降
- (2) 佐賀市老人クラブ連合会活動促進事業補助金 6月以降
- (3) 佐賀市老人クラブ連合会運営補助金 6月以降

(補助金の実績報告)

第6条 佐賀市単位老人クラブ助成事業補助金の交付を受けた老人クラブ連合会は、活動が終了した単位老人クラブに実績に係る報告書を提出させ、当該報告書を規則第12条のへ所事業等実績報告書に添えて市長に提出してその確認を受けなければならない。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域のボランティア団体等が、家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、地域の公民館や集会所等において各種サービスを提供するふれあいサロン事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生きがい創出と健康づくり活動を推進し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図ることで介護予防に繋げることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 事業の実施主体は佐賀市とする。ただし、事業を利用する団体、事業内容及び費用負担の決定を除き、この事業の一部を適切な運営が確保できると認められる社団法人、社会福祉法人及び民間事業者等に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有するおおむね65歳以上の家に閉じこもりがちな者とする。

(ボランティア団体等)

第4条 対象者にサービスを提供するボランティア団体等（以下「協力者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 校区社協
- (2) 佐賀市ボランティア連絡協議会に所属する団体
- (3) 地域においてボランティア団体を組織し、事業の目的に沿って活動を行う団体
- (4) 前3号に規定する団体に準ずると認める団体

(事業内容)

第5条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ・娯楽活動
- (2) 創造活動
- (3) 健康増進活動
- (4) 世代間交流等地域住民との交流活動
- (5) その他事業の目的に沿った活動

(参加人員等)

第6条 事業の参加人員は、開催1回当たり対象者と協力者と合わせておおむね10人以上とする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 事業の開催回数は、おおむね月1回又は、年間10回以上とする。

(費用負担)

第7条 事業の参加者は、事業に要する経費のうち原材料等の実費相当額を負担するものとする。

(申請等)

第8条 事業を実施しようとするもの(以下「申請者」という。)は、申請書(様式第1号)により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前号の申請があったときは審査をし、適当と認めたときは決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱の規定により参加している対象者は、この要綱による改正後の佐賀市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱第3条に規定する対象者とみなす。